

【施設使用料並びに附属設備等使用料の料金改定について】

29.06.20(改訂)

いつもプリズムホールをご利用いただきありがとうございます。

八尾市文化会館条例の改正にともない、当会館のご利用料金を改定いたします。

平成29年10月1日以降に申請され、使用許可をしたご利用分より、新料金が適用されます。

(9月30日までに申請され、使用許可済みのご利用分は、現行の料金が適用されます。)

全施設・全附属設備について料金改定いたします。(コイン式のコインロッカー代は除く)
改定内容は以下のとおりです。

●施設使用料(別紙のとおり)

●附属設備等使用料(別紙のとおり)

●市外加算

八尾市民(八尾市内居住者又は八尾市内に事務所のある法人若しくは団体)以外の方がご利用される場合は
基本料金の5割を加算いたします

●入場料加算(その他の施設)

大ホール・小ホール以外の施設で、
入場料(入場料、会費、会場整理費等の入場することに関し徴収される入場の対価、その他これに類するもの)を徴収される場合、**基本料金の5割を加算**いたします

※消耗品並びに舞台増員費等のその他の料金につきましては、料金改定いたしません。

プリズムホールホームページにも新料金表を掲載しています。

お問合せは、お客様窓口 072-924-5111(9:00~19:00 月曜休館・祝日の場合は翌平日)までお願いいたします。

八尾市文化会館 プリズムホール